

## 佐久平スマート I C 地区協議会規約

(名称)

第 1 条 この会は、「佐久平スマート IC 地区協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、スマートインターチェンジ(スマート IC)〔SA・PA 接続型〕制度実施要綱(平成 18 年 7 月 10 日、国土交通省道路局)に基づき、上信越自動車道・佐久平 PA(パーキングエリア)区域内及び平尾山公園区域内における ETC 専用の佐久平スマート IC の設置・管理及び運営等についての検討・調整を行うことを目的とする。

(活動内容)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 佐久平スマート IC の社会便益の調査
- (2) 佐久平スマート IC 及び周辺道路の安全性の確保
- (3) 佐久平スマート IC の採算性の確保
- (4) 佐久平スマート IC の整備方法の協議・決定
- (5) 佐久平スマート IC の管理・運営方法の協議・決定
- (6) 佐久平スマート IC の利用促進策の協議・決定
- (7) その他佐久平スマート IC の設置・管理・運営する上で必要な事項の協議・決定・決裁

2 協議会は佐久平スマート IC の安全性の確保および利用促進策について、必要に応じてフォローアップを実施し見直しを行うものとする。

(構成)

第 4 条 協議会は、別表に掲げる地元経済団体、地元住民代表及び関係行政機関の職員で組織する。

2 前項に掲げるもののほか、技術的な提言等を得るため、必要に応じて会長の認めるところにより、アドバイザーを参加させることができる。

(会長)

第 5 条 協議会に会長をおく。

2 会長は佐久市長をもって充てる。

(会長の職務)

第 6 条 会長は、会務を総理する。

(総会)

第 7 条 協議会の会議は総会とし、総会は通常総会と臨時総会とする。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 協議会の予算及び決算に関すること
- (2) 協議会の事業計画及び事業報告に関すること
- (3) この規約の改正に関すること
- (4) 協議会の解散に関すること
- (5) その他会長が必要と認める事項

- 3 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 前項の規定にかかわらず、会長は、招集を行わず、議題について、会員に対し書面による意思表示を求め、その結果をもって総会の議決に代えることができる。
- 5 総会は、会員の2分の1以上の出席により成立し、前項の書面による議決は会員の2分の1以上の書面の提出により成立する。
- 6 総会は、原則として公開とする。

(任期)

第8条 会員の任期は特に定めないこととする。職の異動等に伴う会員の変更は、特別な事由がある場合を除き、基本的に各機関の前任者より引く次ぐものとする。その際、申し出のある場合のみ委嘱書を発行する。また、会員が変更した場合は、事務局まで報告するものとする。

(協議会の会計)

第9条 協議会の運営に要する経費は、佐久市からの負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、公園緑地課 公園整備係に置く。

- 2 事務局が行う業務の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 協議会の運営補助(開催通知、会場準備等)
  - (2) 協議会で必要な資料のとりまとめ
  - (3) 会議録の作成等
  - (4) その他協議会で必要とされた事項

(決裁)

第12条 基本的に佐久平スマートICに関する重要な事項は、協議会の承認を得るものとする。ただし、緊急を要するものについては会長専決、もしくは持ち回りで処理し、後日協議会で報告できるものとする。

(解散)

第13条 この協議会は目的達成後、協議会の議決を経て解散する。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議会で定める。

附 則

この規約は、平成19年1月22日より施行する。

この規約は、平成28年6月2日より施行する。

この規約は、令和6年7月10日より施行する。